

## 令和2年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月7日(木) 13時27分から14時08分

2. 開催場所 香美市中央公民館2F会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原	心一				
会長職務代理	7番	森安	正				
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄	3番 横山 実男
	4番	森田	良彦	6番	堤	昭雄	8番 宗石 和彦
	9番	西村	広幸	10番	西岡	久	11番 山崎 彰
	12番	三木	克司	13番	上島	陽子	14番 鍵山 佳広
	15番	小松	和啓	16番	三谷	富重	17番 山内 茂
	18番	岡本	博臣				

4. 欠席委員 (1名)

5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	使用貸借返還通知報告について
第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野島	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時27分)

それでは皆さんこんにちは。予定の皆さん方はお揃いのおようですので本日の会を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。皆さん方には大変窮屈な思いをしゅうと思っておりますけれども、今日もですね、委員さんだけの会議ということで推進委員さんにつきましては調査員の報告のある方だけ、田村さんと森田さんの2名にご出席いただいております。

段々とコロナウイルスも終息をする方向に向かっておるといふうなことに感じますが、まあ、これも何とも言えませんので、十分に皆さん方気

をつけていただきたいというふうに思っております。

本日の会にあたりましてはですね、岡田委員から欠席届が出ておりますのでご報告をしておきます。

なお、本日の議事録署名人につきましては、西村委員、西岡委員にお願いを致しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは順次会議に入って行きたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。本日は訂正が無いように聞いておりますのでそのまま会に入っていきたいと思っておりますが、構いませんか。

それではすいません、令和2年度の第5回の農業委員会の会を進めてまいりますのでよろしくお願いを致します。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字大龍1311番、地目は田、面積は257㎡、外3筆、計4筆で合計面積2,661㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は1,460㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり195,415円で総額520,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町山田字一ツ橋266番、地目は田、面積は1,051㎡、外12筆、計13筆で合計面積8,435㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は8,435㎡、譲渡理由は子へ贈与、譲渡理由は親より受贈、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町萩野字国木2596番、地目は田、面積は622㎡、外3筆、計4筆で合計面積1,465㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は2,201㎡、譲渡理由は農業廃止、譲渡理由は隣接地の取得、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬字下中川494番1、地目は田、面積は153㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は5,640.11㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は隣接地の取得、資料は4、10a当たり522,876円で総額80,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字沖野々31番3、地目は畑、面積は20㎡、外6筆、計7筆で合計面積1,426㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は2,117㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は農家創設、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字常福寺337番、地目は畑、面積は416㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は14,810.28㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は隣接地の取得、資料は6で10a当たり1,000,000円で総額416,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議

長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思っておりますが、何かご質問は有りませんか。

ごめん、6番、[REDACTED]の人が持ちこたったっていうのは、今までどう  
いうたらえいろう、本人が管理をしようが。この土地を。近所の人、誰か知  
らん。今度[REDACTED]さんが買われるがよね。

委員 (15 番) 元はここに家があったところやと思いますけど、最近壊してそれを農地に  
したい感じに受けております。

議 長 今は農地の状態になっちゅう。

委員 (15 番) 今はもう更地になって。

議 長 はい、わかりました。  
他に何かご質問有りませんかね。

----- 質 疑 な し -----

議 長 各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

----- 異 議 な し -----

議 長 はい、それでは異議なしとみなし、議案第1号農地法第3条の規定による許可  
申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明  
をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。  
1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字八王子林  
1795番ハ、地目は畑、面積は981㎡、譲渡人、[REDACTED]  
[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]  
[REDACTED] 転用目的は太陽光パネル232枚、パワ  
ーコンデンショナー8台、転用事由は「当該地は現在の所有者が相続後に柿等を栽  
培し、農地として維持管理をしていたが、現在は体力の低下から管理も困難とな  
りつつある為、太陽光発電設置のため譲渡することとした。」ということです。  
農地区分はその他の農地（第2種農地）、調査員は西村委員で資料は7です。  
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種  
農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるた  
め、その他の農地（第2種農地）と判断されます。以上です。

議 長 すいません、西村委員、補足説明をお願いします。

委員 (9 番) 資料の7-1を見てもらったらわかりますけど。楠目小学校の西の育苗場が  
ありまして、この育苗場の西の端から南に上井川がありまして、その南側  
がこの場所になります。一番上井川の上を上げた、一番高低差が高いところで  
ありまして、前、西の方でも1件太陽光のありましたけども、この場所はそ  
のがの東側で東の方も草があり、南も7-3の3番の資料にもありますけど、  
草があつたりして、それと近所の隣接地の判ももらったということでありませ

ので問題は無いと思います。以上です。

議 長

はい、有難うございました。  
補足説明も終わりましたので、ただ今より、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。  
比較的、大きな木も太らさずに管理はしよったもんやね。  
場所的にはですね、近隣に迷惑も掛からないというふうにも判断もできません。また、隣地の承諾も得ておるといことですので、問題にはならないかというふうな判断もしますけれども、何か皆さん方、ご質問があれば受けたいと思います。

----- 質 疑 な し -----

議 長

各段無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定の申請についての皆さん方より、賛同されます方の挙手をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第3号非農地証明願ひについての説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号 非農地証明願ひについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町植字タンガン405番2、地目は田、面積は280㎡、利用状況は法面・荒地、申請人、  
、非農地化した理由は、地目は農地ですが、405-2は河川の法面部分であり、現況崩土・荒地となっております。香美市と立会を行い、河川との境界は法下ということをはっきりしています。農地を故意に非農地にする意思はなく、崩土及び樹木の成長により非農地となつてしまいました。なお、いつから非農地であるかは定かでは有りませんが、昭和の時代から非農地であることは間違いありません。調査員は堤委員で資料は8です。

2番、申請地は土佐山田町久次字五反山田722番、地目は田、面積は273㎡、利用状況は庭・車庫、申請人、  
、非農地化した理由は、当該地は、平成8年に完成した新改西部土地改良区（現在解散）の圃場整備地区内にあるが、当時より、南側の自宅が県道と接し、駐車場がなかったことなどから車庫や庭として使用し、現在に至っています。このため平成7年には農業振興地域の適用除外を行つています。調査員は田村推進委員で資料は9です。

3番、申請地は土佐山田町逆川字鳥越2267番3、地目は田、面積は39㎡、利用状況は宅地、申請人、  
、非農地化した理由は、隣接地に昭和46年6月10日に建物を新築して、その敷地に属しており、宅地として使用していました。調査員は森田委員で資料は10です。

4番、申請地は香北町猪野々字ウサギノ久保4832番、地目は畑、面積は1,395㎡、利用状況は山林、申請人、  
、非農地化した理由は、周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので、昭和33年頃、植林し、現在に至る。調査員は森安委員で資料は11です。

5番、申請地は物部町仙頭字松タキ54番、地目は畑、面積は647㎡、外13筆、計14筆で合計面積5,745㎡ 利用状況は山林原野、申請人、  
、非農地化した理由は、昭和47年頃に耕作不便により、耕作放棄、山林原野化し、現在に至る。調査員は森田推進委員で資料は12です。以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたので、続きまして補足説明を順次、梶委員からお願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員（6番） はい、それでは資料8-1をご覧ください。ここはですね、植の大日寺から東へ50m位行ったところから、北へ500m位入ったところで、去年、太陽光発電の申請があったところの隣になります。ここにもありますように、川の増水などによって崩れてしましまして、もう法面だけになっております。8-2をご覧くださいればわかると思いますが、太陽光をやったときに、ここ刈って今こういう状況になっておりますが、もう法面だけでして、農地ではないということで問題無いと思っております。以上です。

議 長 はい、続きまして田村推進委員さん、すいません。

推進委員（8番） はい、資料9-1の住宅地図とその下の航空写真を見ていただきたいと思っております。この申請地の南側にですね、地図で岡本とありますけれども、申請人のお父さんでございまして、この■■■さんは相続によって取得してあります。お父さんがですね、2年ほど位前に亡くなりまして、ここへずっと住んでおったんですが、ここへ記載してありますように、前が県道を走っておってですね、駐車スペースが無いということで圃場整備が完了した時点から ここへ車庫を建てたり、またゴルフの打ちっぱなしを、ネットを張ったりしてですね、また庭として利用してございましたけれども昨年の夏にですね、この自宅、ちょっと写真で建物が写っておると思いますが、この自宅もそれからさっき言った車庫なんかもですね、すでに撤去されております。現在、次の資料9-2で見てもわかりますように、更地になっております。その周辺の状況はですね、南側、先ほど言った宅地もですね、雑筆の農地が混在してございまして、本件と同時に非農地証明願いを出す予定でございましたけれども、ここは、農業振興地域ですね、適用除外がなされていないということで、後日また非農地証明の願いが出されると思っております。それからこの地図で見ますとわかりますように、西側にですね、細長い土地がございまして、これも今回の申請人の所有の農地、現状は雑種地です。それと北と東側は一部南にですね、ちょっとかかっておりますけれども、農地がございまして、この農地の所有者側はですね、本件について同意を得ているというようなことでございまして、ここへ書いてるようすで農業振興地域の適用除外をされているということで特に問題が無いように思われます。以上です。

議 長 はい、有難うございました。続きまして森田委員お願いします。

委員（4番） 資料10-1をご覧くださいと思います。場所は逆川の龍河洞トンネルの上の前の昔の旧道の■■■がありました一画でございまして、4月14日にですね、現地を確認させていただきまして、別に問題無いように思われます。以上です。

議 長 はい、森安委員お願いします。

委員（7番） はい、資料11-1を見てもらえますか。この下の航空写真からも見るようになかなか木が太ってまして、たびたび森林組合の方で周辺は間伐をしております。本当に山の中で問題無いと思っております。

議 長 はい、すいません、続きまして森田推進委員さん、お願いします。

推進委員（18番） 資料12-1をご覧くださいと思います。申請地は国道195号線を大板橋から3分ほど行きました、塩集落と日ノ地トンネルとの間にありまして道

路から前側は川にかかっております。それと山の方は周囲がほとんど山林ということで現地は、ご本人はもう50年近く前から耕作を放棄されておられて、周囲もすっかり山林に囲まれたそういった状況にあります。そういうことで問題は無いんじゃないかと思えます。

議長 はい、補足説明をいただきましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、議案第3号の非農地証明願いについてご質問の方は挙手をお願いしたいと思います。何か質問ありませんか。

格段有りませんか。資料の11、12の件ですけども航空写真のみで現地の写真は添付されておられませんけども、航空写真を見ればですね、すべて山林化しちゅうと、その中の一面というふうな判断をしていいと思えますので、各段問題無いと思えますが、何か他にご質問があれば受けたいと思えますが、何か有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議長 格段無いようですので、議案第3号非農地証明願いに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

----- 全 員 挙 手 -----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ北813番3、地目は田、面積は935㎡、外3筆、計4筆、合計面積8,025㎡、貸人、  
、  
、借人、  
、  
、成立日、  
、解約日、引渡日ともに令和元年8月15日、解約理由は家族の高齢化のためとなっております。

次に2番、申請地は土佐山田町下ノ村字小傳割882番、地目は田、面積は4,134㎡、貸人、  
、  
、借人、  
、  
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年4月1日、解約理由は本人耕作のためです。以上です。

議長 議案第4号につきまして説明が終わりましたので、ただ今より、ご質問を受けたいと思えますが、何か質問有りませんか。

この件につきましては、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思えますが、1番につきましてはですね、借主の方からですね、耕作をようしないというふうなことが言われてまして、貸主の  
さんがですね、今度後でも出てきますけれども、今度貸したいというところで案件として出てきております。貸主の方もですね、結構高齢化になっておりますので、自分では作るのなかなか大変であるというふうなことで誰かに貸したいということで案件が出てきております。

ご質問が無ければ報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思えますのでお願いします。

それでは議案第5号使用貸借の返還通知報告についての説明をお願いしたいと思います。

事務局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明します。

1番、申請地は土佐山田町本村字カドタ90番1、地目は田、面積は917㎡、

貸人、[REDACTED] 借人、[REDACTED]  
[REDACTED]、解約日、引渡日は、令和2年3月  
23日、解約理由は耕作不便のためです。以上です。

議 長 以上、議案第5号につきまして報告がありました。皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが何か有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、この件につきましても報告のみとさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。  
それでは続きまして議案第6号農地法第4条の規定による届け出についての報告をお願いします。

事 務 局 報告第6号 農地法第4条届出報告について説明します。  
1番、申請地は土佐山田町西木町3丁目78番、地目は畑、面積は238㎡、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は駐車場、資料は13で、調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、議案第6号につきまして皆さん方より、ご質問があれば受けたいと思いますが、各段質問は有りませんか。  
この地域については市街化区域の中ですね、農地のままで残っておったところを駐車場にしたいというふうな申請であろうと思いますが、各段有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、議案第6号農地法第4条の規定による届け出の報告につきまして報告のみとさせていただきたいと思います。  
引き続きまして議案第7号農地法第5条の規定による届け出の報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第7号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗日殿丸386番2、地目は田、面積は316㎡、外1筆、計2筆、合計面積551㎡ 譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は分譲住宅、資料は14で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗日殿丸399番6、地目は田、面積は171㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は分譲住宅、資料は15で調査員は事務局公文です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗日殿丸399番4、地目は田、面積は113㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は露天駐車場、資料は16で調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、議案第7号について何かご質問は有りませんか。  
[REDACTED]さんは[REDACTED]と一緒。

事務局 一族です。  
議長 一族。  
ご質問有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議長 格段無いようでしたら、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。  
引き続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

1番、新規設定です。土佐山田町山田の農地、1,798㎡を [ ] さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。賃借権で期間は10年となります。

続いて2番も、新規設定になります。土佐山田町中野の農地2筆、合計3,974㎡を1番と同じ [ ] さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。こちらも賃借権で期間は10年となります。

次のページに移ります。3番、新規設定で、土佐山田町岩積の農地、500㎡を、1番、2番と [ ] さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。賃借権で期間は10年となります。

次に14ページに移ります。4番、新規設定で、土佐山田町中野と松本の農地8筆、合計7,006㎡を、 [ ] 委員が借り受け、水稲を栽培致します。使用賃借権で期間は5年となります。

5番、新規設定で、土佐山田町中野の農地3筆、合計3,811㎡を、4番と同じ [ ] 委員が借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で期間は5年となります。

15ページに移ります。6番、再設定になります。土佐山田町久次の農地、2,473㎡を同じく [ ] 委員さんが借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で、期間は5年です。

7番、新規設定です。土佐山田町中野の農地、1,123㎡を、同じく [ ] 委員さんが借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で、こちらは期間は2年となります。

次に16ページになります。8番、再設定になります。土佐山田町岩次の農地、809㎡を、同じ [ ] さんが借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で、期間は10年となります。

9番も再設定です。土佐山田町小田島の農地、4,275㎡を、 [ ] さんが借り受け、ニラを栽培致します。賃借権で、期間は10年となります。

17ページに移ります。10番、再設定になります。土佐山田町山田島の農地、1,191㎡を、 [ ] さんが借り受け、青ネギとオクラを栽培致します。賃借権で、期間は5年です。

11番も再設定です。土佐山田町山田島の農地、1,037㎡を、10番と同じ [ ] さんが借り受け、青ネギとオクラを栽培致します。賃借権で、期間は5年です。

次に18ページに移ります。12番、再設定です。土佐山田町楠目の農地、1,174㎡を、 [ ] の [ ] さんが借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で、期間は3年となります。

13番も再設定です。土佐山田町楠目の農地、796㎡を、同じく [ ] さんが借り受け、水稲を栽培致します。賃借権で、期間は1年となります。

次に19ページにいります。14番、再設定です。土佐山田町岩積の農地2筆、



合計3,439㎡を、[ ]さんが借り受け、ニラと薬物を栽培致します。賃借権で、期間は3年となります。

15番も再設定です。土佐山田町町田の農地4筆、合計2,993㎡を、同じ[ ]さんが借り受け、青ネギを栽培致します。賃借権で、期間は5年となります。

20ページに移りまして、16番、再設定です。土佐山田町町田の農地、181㎡を、15番と同じ[ ]さんが借り受け、野菜を栽培致します。賃借権で、期間は5年です。

17番も再設定です。土佐山田町佐古藪の農地、89㎡外4筆、合計1,172㎡を、同じ[ ]さんが借り受け、緑化木を栽培致します。使用賃借権で、期間は1年となります。

次に21ページに移ります。18番、再設定です。土佐山田町山田の農地、4,269㎡のうち4,130㎡を、[ ]さんが借り受け、水稻とネギを栽培致します。賃借権で、期間は10年となります。

19番、新規設定です。土佐山田町山田の農地、2,652㎡を、18番と同じ時久さんが借り受け、水稻を栽培致します。賃借権で、期間は10年です。

次に22ページにいきます。20番、新規設定です。土佐山田町中後入の農地、399㎡を、同じ[ ]推進委員さんが借り受け、オクラを栽培致します。使用賃借権で、期間は1年です。これまで、[ ]推進委員のお父様が利用権を設定していましたが、こちらの期間が満了した後、息子である[ ]推進委員さんが新たに設定するものです。

次に21番、再設定です。土佐山田町中野の農地2筆、合計3,430㎡を、同じ[ ]さんが借り受け、水稻と野菜を栽培致します。賃借権で、期間は5年です。

次に23ページに移ります。22番、再設定です。土佐山田町の農地2筆、8,730㎡を、[ ]さんが借り受け、ニラを栽培致します。賃借権で、期間は3年です。

次に23番、新規設定です。香北町五百歳の農地、1,297㎡を、同じ[ ]さんが借り受け、野菜を栽培致します。使用賃借権で、期間は3年となります。

最後になります。24ページ、24番、新規設定です。香北町下野尻の農地、1,004㎡を、[ ]さんが借り受け、水稻を栽培致します。使用賃借権で、期間は3年となります。以上です。

議 長 以上、議案第8号の香美市農用地利用集積計画の説明が終わりました。ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

----- 異 議 な し -----

議 長 それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。が、原案通り賛成の方の挙手をお願い致します。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第9号その他についてということで案件載ってますが、何か有りま

すか。各段無いようですのでこれです、農業委員会定例会は終わらせていただいで、続いて農地利用最適化推進委員の意見交換会を行いたいと思います。この時計で15分まで休憩しますのでよろしくお願いします。

閉会 (14時08分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 (原)

署 名 人 西 岡 久 (西岡)

署 名 人 西 村 元章 (西村)